

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和5年2月定例会

令和5年2月8日

目 次

令和5年2月定例会

2月8日（水曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
会期の決定	3
会議録署名議員指名	3
諸報告	3
議案上程（議会案第1号）	3
提案理由の説明……………鈴木富美子君	3
質疑	4
討論	4
採決	4
議案上程（議第1号から議第3号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事務局次長、事業課長	5
質疑	8
討論	14
採決	15
議案上程（議第4号及び議第5号）	16
提案理由の説明……………広域連合長	16
補足の説明……………事務局次長	16
質疑	17
討論	18
採決	18
議案上程（議第6号）	19
提案理由の説明……………広域連合長	19
質疑	19
討論	20
採決	20
議案上程（議第7号）	20
提案理由の説明……………広域連合長	20
質疑	21
討論	21
採決	21

広域連合長あいさつ.....	2 1
閉会.....	2 2

○出席議員（13名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	長谷川幸司	議員
3番	大類好彦	議員	4番	枝松直樹	議員
5番	柏倉信一	議員	6番	菅野邦比克	議員
8番	山尾順紀	議員	9番	鈴木君徳	議員
11番	鈴木富美子	議員	12番	船山利美	議員
13番	丸山至	議員	14番	菅井巖	議員
16番	石川保	議員			

○欠席議員（2名）

10番	佐藤誠七	議員	15番	齋藤美昭	議員
-----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	代表監査委員	玉田芳和
事務局長	高橋勇	会計管理者	渡邊昭
事務局次長	石川健吾	事業課長	伊藤明
総務係長	後藤晋介	企画財政係長	本間伸一
資格管理係長	白幡義幸	給付係長	村山美紀子

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	高橋勇	事務局次長（兼務）	石川健吾
書記（兼務）	後藤晋介	書記	鈴木咲
書記	加藤優矢		

○議事日程第1号

令和5年2月8日（水）午後2時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員指名
- 第3 諸報告
- 第4 議会案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の設定について
- 第5 議第1号 令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議第2号 令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する法律施行条例の設定について

- | | | |
|------|--------|---------------------------------------|
| 第 9 | 議第 5 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について |
| 第 10 | 議第 6 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 第 11 | 議第 7 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について |
-

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員指名 | |
| 日程第 3 | 諸報告 | |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議第 1 号 | 令和 5 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議第 2 号 | 令和 5 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議第 3 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議第 4 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について |
| 日程第 9 | 議第 5 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議第 6 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第 11 | 議第 7 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について |
-

○議長（船山利美君） 開議に先立ち、去る 1 月 31 日、当広域連合議会の議員であった小関崇夫さんがお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと存じます。皆さま恐縮でございますが、ご起立願います。

（黙とう）

○議長（船山利美君） お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

午後 2 時 30 分 開議

○議長（船山利美君） これより、2 月 1 日告示招集されました令和 5 年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、佐藤誠七議員、齋藤美昭議員、以上 2 名です。

出席議員は、13 名で定足数に達しております。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますのでご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

会期の決定

○議長（船山利美君） 日程第1 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（船山利美君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により議長において指名します。会議録署名議員に、1番佐藤洋樹議員、16番石川保議員を指名します。

諸報告

○議長（船山利美君） 日程第3 諸報告を行います。

監査委員より、令和4年7月から令和5年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

議会案第1号

○議長（船山利美君） 日程第4 議会案第1号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の設定について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○11番（鈴木富美子君） 議長。

○議長（船山利美君） 11番鈴木富美子議員。

○11番（鈴木富美子君） ただいま上程されました議会案第1号について、提案者を代表してご説明いたします。

議会案第1号山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の設定につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会が保有する個人情報の保護に関し、新たに条例を制定して、必要な事項について定めようとするものです。なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げます。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。
ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。
日程第4 議会案第1号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の設定について」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議会案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第4 議会案第1号については、原案のとおり可決されました。

議第1号から議第3号

○議長（船山利美君） 日程第5 議第1号から日程第7 議第3号の議案3件は、関連がありますので一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号から議第3号につきましてご説明申し上げます。

議第1号令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出総額を、それぞれ8億167万8千円とするものであります。

議第2号令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,584億3,310万4千円とするものであります。

議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正により、保険料軽減対象所得基準額が引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾君） 議長。

○議長（船山利美君） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾君） 初めに、議第1号令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明申し上げます。議案書24ページをお願いいたします。歳入、歳出予算総額は、それぞれ、8億167万8千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊令和5年度当初予算に関する説明書でご説明申し上げます。別冊の説明書をお願いいたします。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。3ページ及び4ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営に対し、市町村から負担していただく事務費負担金でございます。前年度より1億7,160万円増の8億93万8千円を計上するものであります。2款財産収入につきましては、財政調整基金の利子として、5千円を計上したところでございます。3款繰入金、4款繰越金は存目として、それぞれ1千円を計上、5款諸収入につきましては、1項預金利子に1千円を、次のページ、5ページ及び6ページをお願いいたします。2項雑入には、派遣職員の住居借上げに係る負担金等として、73万2千円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。7ページ及び8ページをお願いいたします。1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等として、63万7千円を計上しております。2款総務費1項総務管理費であります。1目一般管理費につきましては、備品購入費の増や、次のページ、9ページ及び10ページをお願いします。新年度の派遣職員要員計画に基づいた人件費負担金減の結果、453万9千円の減となる1億9,018万6千円を計上しております。2目財政管理費には、財政調整基金の利子積立金で、5千円を計上しております。2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬4万8千円を、3項監査委員費は監査委員報酬等9万円を計上しております。

11ページ及び12ページをお願いいたします。3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に係る繰出金であり、電算処理システム機器更改に伴うシステム導入に係る経費の増などにより、前年度より1億7,611万円増の6億571万2千円を計上しております。4款予備費につきましては、前年度同額の500万円を計上しております。

結果、1ページ及び2ページにありますように、令和5年度歳入歳出予算総額として、前年度比1億7,159万1千円増の、8億167万8千円を計上したところでございます。13、14ページは、特別職及び一般職の給与費明細書でございます。15ページは、予算、決算、会計処理等に使用している財務会計システムでございますが、そのシステム構築運用事業としまして、令和6年度から10年度までの5年間、1,808万8千円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上で、議第1号 令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。続きまして、議第2号及び議第3号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 続きまして、議第2号令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、議第2号令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。議案書27ページをご覧ください。第1条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,584億3,310万4千円と定めるものです。第2条では、一時借入金の最高額を120億円と定めるものです。第3条では、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものです。詳細につきましては、別冊の令和5年度当初予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

別冊資料の19ページ、20ページをご覧ください。歳入になりますが、1款分担金及び負担金、1項市町村負担金は、保険料等負担金と療養給付費負担金であり、被保険者数の増加などに伴い、前年度比5億5,428万5千円増の268億775万2千円を計上しております。次に、2款国庫支出金になりますが、1項国庫負担金は、国が定率負担などにより拠出するものであり、前年度比13億99万円増の385億9,603万2千円を計上しております。2項国庫補助金は、広域連合間の財政力の均衡を図るために国から交付される普通調整交付金や健康診査事業などに対する国からの補助金であり、前年度比6億1,197万6千円増の153億6,813万9千円を計上しております。次に、3款県支出金になりますが、1項県負担金は、県が定率負担などにより拠出するものであり、前年度比4億6,787万2千円増の133億8,965万2千円を計上しております。

21ページ、22ページをご覧ください。4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので前年度比20億3,922万4千円増の616億9,768万9千円を計上しております。次に5款特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会が事業主体となり、著しく高額となる医療費について、全広域連合で財政調整

し交付するもので、前年度比2,627万2千円増の1億1,654万1千円を計上しております。次に、6款財産収入は、医療給付費等準備基金利子収入として、前年度比80万円減の20万円を計上しております。次に、7款繰入金になりますが、1項一般会計繰入金は、特別会計の事務費に充てるため、一般会計から繰入れるものであり、前年度比1億7,611万円増の6億571万2千円を計上しております。2項基金繰入金は、保険料上昇抑制の財源として、医療給付費等準備基金から繰入れするものであり、前年度同額の17億2,500万円を計上しております。

23ページ、24ページをご覧ください。8款繰越金及び、9款諸収入のうちの1項延滞金、加算金及び過料と2項預金利子は、存目のみ計上しております。また、3項雑入は、損害賠償金の第三者納付金などを受入れるものであり、前年度比1万9千円増の1億2,638万4千円を計上しております。

25ページ、26ページをご覧ください。続いて歳出になりますが、1款総務費は、電算処理システム機器更改に伴うシステム導入に係る経費を含む電算処理システム運用業務委託料、レセプト点検等委託料及び各種通知やお知らせ等の作成委託、郵送などに要する経費であり、前年度比1億3,968万7千円増の6億1,277万6千円を計上しております。次に2款保険給付費になりますが、1項療養諸費は、被保険者数の増加や1人当たりの医療給付費の増加などを考慮しております。入院や外来、調剤などの療養給付費及び接骨院や、はり・きゅう・マッサージなどの施術による療養費などであり前年度比48億5,065万9千円増の1,544億7,779万3千円を計上しております。

次に、27ページ、28ページをご覧ください。2項審査支払手数料は、レセプトの審査及び医療機関へ保険給付費を支払うにあたって、山形県国民健康保険団体連合会に支払う手数料であり、前年度比1,733万2千円増の4億2,493万7千円を計上しております。3項高額療養諸費は、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に支給する高額療養費や、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に支給する高額介護合算療養費などであり、医療の高度化などにより前年度比3,878万2千円増の12億4,539万円を計上しております。4項その他医療給付費は、葬祭費及び傷病手当金を支給するものであり、被保険者数の増加に伴い前年度比1,240万円増の6億6,285万円を計上しております。3款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額となる医療費の発生による保険者の財政運営の安定化を図るため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国で財政調整を行い交付するための原資として国保中央会へ拠出するもので、前年度比2,627万2千円増の1億1,669万1千円を計上しております。

29ページ、30ページをご覧ください。次に4款保健事業費について申し上げます。保健事業費は、被保険者の健康保持増進を図るため、高齢者の健康診査、歯周疾患検診、各種訪問指導、及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進に係る経費をはじめ、第2期実施計画の中間評価での課題解決、及び次期計画への円滑な移行のための健康診査受診率向上に向けた取組みの強化や第3期保健事業実施計画を策定するための経費など、前年度比8,661万6千円増の8億6,416万6千円を計上しております。5款基金積立金は、医療給付費等準備基金の利子積立金であり、前年度比80万円減の20万円を計上しております。

31ページ・32ページをご覧ください。6款諸支出金は、保険料還付金、還付加算金、償還金であり、前年度比500万円増の2,330万1千円を計上しております。7款予備費は、前年度と同額の500万円を計上しております。その結果、17ページ、18ページにありますように、令

和5年度歳入歳出予算の総額は、前年度比5億7,594万8千円増の1,584億3,310万4千円となったところでございます。

33ページ、34ページは、給与費明細書であります。

以上が、議第2号令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の説明であります。

続きまして、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書29ページをご覧ください。政令の一部改正に伴い、消費者物価の変動や国民健康保険の制度見直し等を考慮して、低所得者に対する保険料負担の軽減措置が引き続き対象となるように、保険料軽減対象所得基準額が引き上げられたことから、条例の一部を改正するものでございます。第16条第1項第2号の基準額における被保険者数に乗ずる額を、28.5万円から29万円とし、同項第3号の額を52万円から53.5万円に改めるものであります。施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案3件に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 2号議案の特別会計の方で4款の保健事業費でお聞きします。一つ目は今回会計年度任用職員を1名増やす予定になっております。この辺の背景をお聞きしたいと思います。あと、広告料についてですが、令和3年度の決算状況で402万円、今年度の令和4年の予算額が660万円、そして令和5年度の予算が1,351万円と、広告料を増やしていくことで健診事業を伸ばしていきたいという意図はわかります。ただ、先ほど全員協議会でも私述べましたが、個別の具体的な事案に対してやっていく方が効果的ではないかと思っております。その辺どう考えてこの予算を組んでいるのか、広告の直接的な部分を増やした方がいいのではないかと思っております。

それと委託に関わるものが、その下の欄、歯周疾患から重複頻回受診、重症化予防、低栄養とあります。この辺の委託先について改めてお聞きします。私がみますとこれまでの決算を受けてかなり伸ばすという予定のところが見受けられます。今回の令和4年度の今現在の執行状況に見合って増やされるのかと思っておりますが、その辺の背景もお聞きしたいと思います。

今回、すべての市町村で高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料、これについてもほぼ3億2千万円近い金額になります。この辺の令和5年度の実行内容、すべての市町村で取組まれるということですが、その辺の状況も踏まえての予算だと思っておりますがお聞かせください。保健事業の実施計画案の業務委託がありますが、この委託先についても教えてください。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ただいまの菅井議員のご質問にお答えします。特別会計予算の歳出、4款保健事業費の中身についてのご質問をいくつかいただきました。まず会計年度任用職員の1人増の部分ですが、保健事業全般、あるいは一体的事業の業務量が大変な量になるということで、医療専門職、想定しているのは保健師でございますが、こういった方の人件費を見込んでおります。国の方での、こういった方々を広域連合として採用しまして市町村の方ともきめ細かな連携をとって事業を進めるという考え方に沿っての予算化をしているものです。

続きまして広告料関係のご質問ですが、県全体に対しての広告を考えての予算化をしておりますが、個別の事案に対しての施策はどうなっているのかという内容のご質問かと思えます。周知・PRにつきましては、我々としましても市町村と連携して周知・PRをさせていただいていると考えております。なかなか行き渡るまで時間がかかるかとは思いますが、地域的なもの、市町村の中で特化したPRが必要なものにつきましては、市町村の保健事業担当課とも連携しまして、これまでも広報誌などでPRなどさせていただいているかと思えますが、今後とも連携して進めていきたいと考えております。今回予算化したものにつきましては、県内35市町村に向けて広域連合として周知を進めていきたいということで重ねてご理解いただきたいと考えております。

歯周疾患及び訪問指導事業などの委託先関係についてのご質問ですが、歯周疾患の検診につきましては県の歯科医師会さんに協力をお願いしまして委託をしている状況でございます。訪問指導事業につきましては原則市町村の保健担当課の方とお話をさせて頂きまして委託をさせていただいているところです。ただ、他の事業との重なりや人的資源によって受け入れできるキャパ等はそれぞれの市町村でまちまちだと思いますので補完する意味で民間の業者とも契約を結びまして、そこは棲み分けを図りまして保健事業全体として推進をしていきたいという考えで予算化をしております。

またこれまでの訪問事業等の予算の執行状況に見合っているのかというご質問がございましたが、こういった派遣事業全般につきましては、市町村の担当部署とも協議、便宜を図りながら行っておりますので、そういった意味で連携をして進めていくということでご理解いただきたいと思います。

それから保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組み状況はどうなるのか、国の方で言っております介護予防等のこれまでの事業、保健事業、特に市町村の国保で74歳までやってこられている事業が75歳で途切れることがないように一体として継続しましょうという趣旨でございますので、これまでやってきたことを含めまして、令和5年度は新たに11市町村と事前の協議、課題の分析等進めながら始めさせていただくこととなりますので、合計26の市町村で令和5年度は事業を進めていきたいと考えております。

新たな第3期の実施計画の計画案の委託先というご質問ですが、医療費のレセプト等の分析が必要だと思いますので、そういった部分に特化した業者等に委託をすることでより現状に則した高度な計画書になるように考えているところでございます。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） ありがとうございます。会計年度任用職員1名の増員は保健師1名ということで資格を持った方が携わるということはいいことだと思います。これまでの方も同様の資格を持った方なのかその辺もお聞かせいただければありがたいと思います。

先ほど来、広告料のことを話題にするのは、やはり広域連合だから広域でPRするというのはそれはそれとしながらも、保健事業を正確に実態を把握して伸ばしていくためには地域の中での広告、地域の中での周知、地域の中でそれぞれの市町村の保健師等が訪問、アプローチする、そういった中でこういったことを広めていくというのが本当の広告になるのかなということで、この高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、こちらにもっと力を入れた方がいいのではと私は要望したいと思います。

委託先のことは、第3期実施計画は業者という話ですが、これはどのような認識を持った方々、研究者の方、知識を持った方などが入って企画立案されるのかということ、その辺が委託される先がどんなところなのか、すでに選定されているのであればその辺もお聞かせ願いたいと思います。

先ほど訪問指導の中で重複頻回受診の関係で全員協議会の中でも質問しましたが、これもなかなか容易ではないと思いますがぜひ力を入れて、レセプトの分析表を見てもこれを改善することによってより改善がなされると思うので聞いた次第です。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ご質問にお答えします。まず会計年度任用職員の現在の方についてどんな方かということですが、保健師の資格を有する者が今現在就いております。

第3期の実施計画の委託先となる業者についてどのような業者かということですが、国の情報などの有識者的な意見を得られ、尚且つ外部コンサルとして依頼ができるようなそういった会社を想定して委託をする考えであります。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 国が示すということの中での外部委託先ということですが、県内の状況がすべて本当にわかっているのか、本当のポイントがどこなのかということ、やはり広域連合でやるという課題としてあるのは各地域でのきめ細やかな高齢者への配慮がなかなかいわゆる健診

事業でも差があるのではと思っていますので、その辺を的確に計画案に反映できるような分析をお願いしたいと思っています。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ただいまの菅井議員のご質問にお答えします。県内の状況について反映なのかという趣旨のご質問かと思いますが、我々スタッフとの打ち合わせを綿密にさせていただくのは当然ですが、途中で県内の保健医療担当の保健事業の会議のですとか保険者の団体の会議、それから長寿医療懇談会という有識者の意見を聞く場などにお示しをしまして、幅広く意見を反映させながら策定していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（船山利美君） 他にご質疑ありませんか。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（船山利美君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 最初に2号議案について伺います。26ページです。診療報酬明細書等、これはレセプト点検だと思いますが4,900万円が計上されていますが、これだけ投入して間違いを発見したということはあるのですか。節約にどれだけ貢献しているのかという数字がわかれば。当然この額が多くならなければと思いますが、これについて伺います。

先ほど菅井議員からもありましたが、会計年度任用職員についての待遇改善については以前にも連合長に要望した記憶がありますが、この予算の規模からしていかにも待遇が低いです。短期で終わる仕事ならば任用職員でもいいでしょうが、ずっと続くものですから正職員を募集するのが筋です。まずそのことを申し上げて、待遇ですが、国会でも賃上げを騒いでいますがもう少し賃金を上げる、そして雇止めをしない、この辺をしていかないと職員の意識も高まらないのではないかと思いますから、この2点について伺います。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ご質問にお答えします。特別会計の診療報酬明細書、レセプト点検事業につきましてですが、こちらの業務の主たる内容としましては法に定めております点検業務、資格確認業務というものが主になっております。どちらかという内容云々ではなく、資格として合っているのか、給付ができるのかどうか、そういったことを主題にしておりますのでご理解をいただきたいと思います。もう1件につきましては説明員を交代いたします。

○事務局次長（石川健吾君） 議長。

○議長（船山利美君） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾君） 私の方から会計年度任用職員の待遇改善ということのご要望について答弁いたします。会計年度任用職員につきましては制度開始になって3年というようなところ、すでに職員として雇用している医療専門職もいるところでございます。そうした状況も鑑みまして、今後周辺の他自治体や他の広域連合等を研究させていただきながら注視していきたいと考えております。ご要望ありがとうございました。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（船山利美君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 最初のレセプトの件ですが、上山市ですと担当の方でレセプト点検を委託してかなりの実績を上げています。不正受給に繋がるものや、間違いを発見することで十分効果を挙げているのですが、今話を聞くとそういう点検ではなく資格がどうのということではちょっと違うのではないかと。特に施術関係などは、不正な金額が結果的に渡ってしまうことを防止する観点の委託があってもいいのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 議員がおっしゃるような業務についてはこの予算書の診療報酬明細書等電算処理業務委託料1億6千万円、こちらの方でしっかりとさせていただいているという状況です。ご指摘いただいた4,900万円の明細書等の点検調査業務委託につきましては資格が合っているかどうか、返戻を要するかどうか、そういったものについて別に委託をしているものでございます。点数の内容ですとか、不正請求になるのかどうかそういったものについては、審査会などもさせていただいて適正に処理をさせていただいております。

○議長（船山利美君） よろしいですか。他にご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 2号議案でもう1点質問します。歳入の7款繰入金ですが、前回の保険料率の算定から保険料率改定して繰入れの考えも示されて、令和4年、令和5年で併せて34億5千万円の繰入れを予定するというので、今年度17億2,500万円を繰入れするわけですが、先ほ

ど令和4年度の事業状況を聞く中で保険料の賦課状況で、令和3年、令和4年と対比すると、年間の保険料で3億3,148万8千円、3.09%の増額になっています。本来、保険負担を今、高齢者が困難な時期、生活が困窮している時に、保険料の率を引き下げて保険料負担を減らすということが必要だと思っていました。十分な基金がある中で3億3千万円、単純に比較はできませんが、令和5年度は臨時にこれを繰入れというような考えはできなかったか、ルール上しないということになると思いますが、その辺考えがあれば教えてください。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 菅井議員のご質問にお答えします。保険料と基金からの繰入れの関係でございしますが、令和2年、3年のいわゆる剰余金につきましては、国の方の指導もあり、コロナ禍で給付の方に回らなかった分については次の保険料上昇抑制の方という意向がありましたので、山形広域のみならず、全国的に保険料上昇抑制のために基金から繰出しをさせていただいているところでございます。一方で、この医療給付費等準備基金については不測の事態で給付に穴が開いてしまわないようにという考えも持っておりまして、やはりいくらかのセーフティーネットは必要であるという考えで積み立てをしておりますので、全部を保険料に繰入れるということは申し訳ございません、考えておりませんでしたのでその点をご理解いただきたいと思います。

○議長（船山利美君） よろしいですか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 全部ということではなく現在の基金残高によると37億円ほどあるので、このうちから増額程度のものが繰入れられれば、保険料負担を減らすことが可能になるということが私の考えるところでありまして、今年度まで令和4年、5年まで一つの保険料率でいく、来年度のこともありますのでその辺にきっちり生かしていただきたいと思います。国が示す高齢者の負担率をそのまま用いてきますと、ますます乖離していくのではという思いがあります。実際コロナが今後5類に引き下げられることの医療の提供と負担の割合などありますが、本来国が責任をもってやるべき部分を国に示して、地域での高齢者の負担は減らしていくという方向にしていきたいと思いますのでこれは意見です。

○議長（船山利美君） よろしいですか。他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 私はただいま質問もさせていただきました通り、提案されております第2号議案、令和5年度の後期高齢者医療の特別会計予算については同意できませんので反対の理由を述べさせていただきます。この度の予算については、昨年、この議会において決定された令和4年5年の保険料率が引き上げられた、それを用いています。振り返りますと令和3年度の決算において繰越金が45億3,637万円でその際の給付費等準備基金残高が39億1,317万円、保険料率が改訂された今年度には、基金から17億2,500万円が繰入れされております。3年度決算を経て当初の見込みを上回る14億4,257万円の基金積立がされて現在の残高は37億959万円であります。本日の協議会で示された令和4年度の保険料賦課額の状況によれば、私が先ほど示した通り保険料率の改定の影響で3億3,148万円、前年比3.09%の増になっております。

一方で、昨年の保険料率算定の際に用いた医療給付費の推計によれば、令和4年度で1,504億580万円、前年比で3.02%の伸び、令和5年度では1,555億4,692万円、前年比3.42%の伸びということで、給付費の大幅な増額、保険料率が算定されてこれらを基に今、令和4年度5年度が予算化されているわけです。先ほど聞いた通り、令和4年度の給付費については計画より低く抑えられているとみております。保険料引き上げで被保険者の負担増、医療費の抑制、こういった実態、これらの乖離が黒字となって繰越金と基金の積み増し、これらに示されているのではないかと思います。

後期高齢者医療制度の発足時には高齢者の負担率10%、これが国が示した負担率でありましたが、2年ごとに見直しをされて令和2年、3年は11.41%、今年度と来年度は11.7%にとこれらの負担率を用いて保険料を算定し保険料の引き上げを判断したわけです。こうしたいわゆる乖離が出る部分、分析も含めて私は非常に疑問があります。基金から繰入れを増やして保険料負担の軽減を図ることこそ必要だと考えております。

高齢者の実態で言いますと長引くコロナ禍と物価上昇、物価高騰によって県民の暮らし、これらの悲鳴が上がっていますが、今岸田政権、安保3文書を閣議決定して今後5年間で43兆円の軍備費を増やすと世界第3位の軍事大国を目指そうとしております。その財源が国民の負担になるということは明らかであり、そうして社会保障制度と予算への影響も強く懸念され、強く反対するものであります。何よりも現実的には、昨年10月から後期高齢者医療制度の改正によって75歳以上の医療費の窓口負担が2割化された方、新たに県内では平均で2万6,166人の方々が負担増となりました。時限的な経過措置を取られておりますが、負担増によって医療機関の受診抑制、病床の悪化、これらが懸念されますし、現に影響を及ぼしていると聞いております。2割負担の結果、負担の軽減がさらに必要だと考えます。また、今年の6月からは年金支給について厚労省は物価も

賃金も変動率がプラスになったことを理由に、将来世代の年金の給付水準を確保するとしてマクロ経済スライドを発動して、2021年と2022年分を併せて0.6%を本来の改定率から差引こうとしています。こうしたことが実施されれば実際の改定率で67歳以下の人では物価変動率より0.3%低い2.2%、68歳以上では0.6%低い1.9%、公的年金が物価の上昇に追いつかないということになります。実質的な削減になると思います。暮らしが一層困難になると思います。こんな酷い仕打ちが世代を分断した後期高齢者医療制度の基で75歳以上の高齢者の皆さんに襲い掛かっているわけですから、私ども地方自治体の一員としてやはり住民を守る立場としてこの役割を発揮していくべきだと考えます。

県下一本の保険制度の矛盾が健康診査事業などの取り組みからも垣間見え、各市町村の地域に暮らす被保険者の実態にかみ合った支援策の反映や独自性を発揮するこれらの視野、これらをもって課題解決にしっかり取り組む必要があると考えます。高齢者人口の多い本県として、高齢者の生活を維持するためにも地域の後期高齢者医療制度の根本的矛盾、被保険者の実態を国に伝えていただいて解決を強く求めていくことが必要と考えます。以上を申し述べて、同意はできませんので反対動議とします。

○議長（船山利美君） 他に討論にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。

初めに日程第5 議第1号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第5 議第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美君） 次に日程第6 議第2号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第6 議第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美君） 次に日程第7 議第3号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第7 議第3号については、原案のとおり可決されました。

議第4号及び議第5号

○議長（船山利美君） 日程第8 議第4号「山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の設定について」及び日程第9 議第5号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」の議案2件は、関連がありますので一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君）

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第4号及び議第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議第4号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報の取扱いの変更にあわせ、規定の整備をしようとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾君） 議長。

○議長（船山利美君） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾君） 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の設定について、及び議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正に

ついてご説明いたします。これらは、いずれも、令和5年4月1日を施行日とする、個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものでございます。

初めに、議第4号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の設定についてでございます。議案書30ページをお願いします。このたびの個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、当広域連合におきましても同法が直接適用されることから、「個人情報取扱事務の届出」や「開示請求に係る手数料」「開示決定等の期限」など、施行に関し必要な事項について定めるため条例を制定するものであります。

次に36ページをお願いします。議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてでございます。議第5号につきましても、個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものであり、「非公開情報」や「情報公開・個人情報保護審査会」など、同法に合わせ、規定の追加や文言の整理など条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案2件に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 個人情報の法改正が国によって行われデジタル化を進めるという中で、今全域でマイナンバーカードの普及も含めて行われておりまして、今度その保険証等の紐づけ等々ありますが、今回の条例制定、一部改正について、広域連合として個人の情報漏洩とかデータ流出、これらについてすべて補完する内容になっている、すべてを読み取ることがなかなかできないので専門家の皆さんでたぶん作られていると思いますので、それらをきっちり補完するものとなっているという認識でよろしいですか。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事務局次長（石川健吾君） 議長。

○議長（船山利美君） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾君） 菅井議員の認識で間違いございません。

当広域連合におきましては個人情報保護法の規定の基にございます。もし、漏洩等の重大な事案が発生した時には、個人情報保護委員会への報告等も規定されているところでございます。以上ご理解をお願いします。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 広域連合の事業形態として、データの分析など、かなりの委託をされるわけですので、充分条例に基づいた対応が必要だと思います。万が一のことがあってはならないわけですからこの辺注意をお願いします。

○事務局次長（石川健吾君） 議長。

○議長（船山利美君） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾君） 了解いたしました。条例案等に従いまして適切に対応して参りたいと思います。

○議長（船山利美君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。

初めに、日程第8 議第4号「山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の設定について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第8 議第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美君） 次に、日程第9 議第5号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第5号については、原案のとおり可決されました。

議第6号

○議長（船山利美君） 次に日程第10 議第6号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第6号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議第6号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、遠藤副広域連合長の任期満了により、現在1名が空席となっております副広域連合長につきまして、広域連合規約第11条第1項の規定により、関係市町村長のうちより、原田俊二川西町長を選任することについて、同規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

ただいまの上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。

日程第10 議第6号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 議第6号については、原案のとおり同意されました。

議第7号

○議長（船山利美君） 次に日程第11 議第7号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第7号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議第7号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任につきましては、当広域連合の置く情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が、来る3月31日をもって満了するため、井上弓子委員、粕谷真生委員、今野健一委員、坂本弘子委員、諸橋哲郎委員の5人を選

任することについて、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第22条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。

日程第11 議第7号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第11 議第7号については、原案のとおり同意されました。

○議長（船山利美君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（船山利美君） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会 2 月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の 2 月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なるご審議を賜り、それぞれご決議、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、施行からまもなく 15 年が経過しようとしておりますが、今後は更なる高齢化の進行により、被保険者の増加が見込まれております。そうした状況の中、被保険者の方々が安心して医療が受けられるよう、制度運営に努めるとともに、保健事業の充実により、被保険者の方々の健康の保持増進をより一層進めていく必要がございます。当広域連合としましては、市町村や関係機関との連携を密にしながら、今後とも制度の安定的かつ健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、今後とも後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（船山利美君） 以上で、令和 5 年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後 3 時 43 分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 船山 利美

署名議員 佐藤 洋樹

署名議員 石川 保